

令和7年度兵庫県私立高等学校等 奨学給付金制度(家計急変分)について

経済状況の悪化等で収入が激減し、急変後の収入が非課税相当と見込まれる世帯に対する高等学校等奨学給付金制度(家計急変分)です(返還の必要はありません)。

所定の基準にあてはまる場合は、学校に申請してください。

◆ 対象者の条件

- (1) 生徒が基準日※現在、私立の高等学校・中等教育学校(後期課程)・高等専門学校・専修学校(高等課程)・各種学校及び高等学校等専攻科に在籍すること。
※基準日は、7月1日現在(7月1日以降に家計が急変し、申請する場合は申請日の翌月1日(申請日が月の初日である場合は、申請日))となります。
- (2) **保護者**(学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者) **等が兵庫県在住であること**。(生徒の居住地は兵庫県外でも構いません。)
- (3) **令和7年度(令和6年分)の市町民税所得割額及び県民税所得割額(保護者等の合計額)が0円ではないが、経済状況等の悪化により家計が急変し所得割が非課税(0円)世帯相当であると認められること。**
- (4) **【専攻科のみ】**経済状況等の悪化により家計が急変し、**令和7年度(令和6年分)の市町民税所得割額及び県民税所得割額(保護者等の合計額)が、105,500円未満相当または264,500円未満相当(扶養する子が3人以上)世帯**であると認められること。

<ご注意>

- ※ 生徒が平成26年3月以前に高等学校等に在籍していた場合は、対象外です。
- ※ 生徒が基準日現在、高等学校等に在籍していない場合は、対象外です。
- ※ 生徒が基準日現在、高等学校等を休学している場合は、対象外です。
- ※ 保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、対象外です。
- ※ 保護者等の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合は、対象外です。
- ※ 保護者等が兵庫県内と兵庫県外に別居し、兵庫県外在住の保護者等が、兵庫県以外の都道府県が国補助金を受けて実施する類似制度を申請している場合は、対象外です。
- ※ 高校生一人につき申請できる回数は奨学給付金(一般分)と合わせて3回(定時制・通信制は4回、専攻科は専攻科分として2回)までです。
- ※ 学び直し支援金対象者は上記に加え、追加で1回(定時・通信制は追加で2回)申請できます。
- ※ **生活保護世帯(生業扶助受給)または令和7年度の市町民税所得割額及び県民税所得割(保護者等の合計額)が0円の場合は対象外**です。私立高等学校等奨学給付金(一般分)を申請してください。
- ※ 家計急変に該当しない離職(定年退職など)は、給付の対象となりません。

◆ 支給額

区分	支給額(年額)			
	全日制 定時制	通信制	専攻科※	
			所得割非課 税相当	所得割額105,500円未満相当 または264,500円未満相当の 多子世帯
家計急変後の年収見込が前 頁の給付要件を満たす場合	152,000円	52,100円	52,100円	10,420円

※専攻科の多子世帯とは、扶養する子が3人以上いる世帯が該当します。

※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合は81,000円が加算支給されます(生活保護受給世帯は対象外)。

※7月以降に家計が急変した場合は、家計急変が発生した月または申請のあった月の翌月以降の月数に応じて月割りした額を支給します。

※6月以前に家計が急変した場合でも、10月以降に申請すると月割りとなるのでご注意ください。

◆ 給付要件

家計急変後の保護者等全員分の年収見込が下表の要件を満たすこと

世帯構成	年収見込	世帯構成	年収見込
3人世帯	2,216,000 円未満	6人世帯	3,704,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満	7人世帯	4,140,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満	8人世帯	4,576,000 円未満

- ・提出書類をもとに、家計急変発生後1年間の収入見込額を推計します。
(退職金、雇用保険の基本手当(求職者給付)は収入見込額には含めません。)
- ・この例に該当しない場合はお問い合わせください。
- ・世帯構成は、保護者等及び保護者等が扶養する者の合計人数で判定します。

◆ 申請書の提出（奨学給付金家計急変分）

以下の書類を、学校が定める日までに学校に提出してください。

◎：必ず必要

△：該当する場合のみ必要

必要書類	発行機関	支給額ごとの必要書類		
		52,100	152,000	10,420
私立高等学校等奨学給付金(家計急変分)支給申請書(表裏2面) (黒色のボールペン(消せるボールペン不可)で記入)	申請者が記入	◎	◎	◎
世帯全員分の住民票(令和7年7月1日以降発行のもの) (住民票記載事項証明は不可)	市(区町)役場			
・申請者の世帯全員分(続柄の記載があるもの)		◎	◎	◎
・保護者等、対象生徒、対象生徒以外に扶養している兄弟姉妹で、住所地が異なる者がある場合は、その者全員分の住民票(在寮証明書でも可)		△	△	△
申請者名義の通帳の写し(昨年度と同一の口座の場合は省略可) ・申請書に記載した口座の、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの(キャッシュカードの写しでも可)。	申請者がコピー	◎	◎	◎
保護者等の家計急変の発生を証明する書類 ・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、廃業届 ・新型コロナウイルス対策の影響による収入減少があった者等を対象とする公的支援受給証明書等	申請者がコピー	◎	◎	◎
保護者等の令和7年度課税証明書 ・保護者等全員分の課税証明書をご提出ください。 ・「特別徴収税額決定通知書」「納税通知書及び明細書」の写しでも構いません。	市(区町)役場	◎	◎	◎
保護者等全員分の急変後1年間の年収見込を確認するための書類 (会社発行の収入見込証明、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など)	勤務先等	◎	◎	◎
申立書	申請者が記載	◎	◎	◎

※制服加算の申請の場合は、上記に加え、別途「罹災証明書」「制服の再購入に係る誓約書」「制服の再購入に係る証明書」の提出が必要です。

提出期限について

- ・第一回：9月12日(金) (6月までに家計急変があった場合)
- ・第二回：12月5日(金)・最終締切：令和8年2月11日(水) (7月以降家計急変があった場合)
※期限までに申請書及び添付書類の提出がされない場合、支給されません。

◆ 支給の決定

- ・奨学給付金は、県から学校への交付決定後、学校から支給されます。
- ・虚偽の申請や不正受給が判明した場合は、支給の決定を取り消します。
- ・申請後、家計状況に変更があった際は、学校に申し出てください。